

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年11月20日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

児童相談所の担当職員は、本児に対して知能検査を行う際、何度もヒントを与え、繰り返し問題を解かせて正解に誘導した。このような検査は不適切である。

また、本児が在籍している学校の担任教諭及び請求人の所見や、医師の診断書からも、本児の障害の程度が「非該当」であるとは思えない。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年5月10日	諮問
令和元年6月25日	審議（第34回第4部会）
令和元年7月23日	審議（第35回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満にあっては児童相談所を判定

機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が18歳未満である場合は要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考と

して行うものとしている。

- (4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、児童相談所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

田中ビネーV式知能検査による知能指数はIQ86であり、個別判定基準表における4度相当（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）に至らず「非該当」に相当すると記載したものと認められる。

イ 「学習能力」について

知能検査において、10歳級の数的思考や10歳級から12歳級の空間把握を問う課題、11歳級の言語の課題に合格している。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（簡単な読み、書き、計算がほぼ可能）」を上回る学習能力を有していると判断されるため、「非該当」に相当すると記載したものと認められる。

ウ 「作業能力」について

知能検査において、12歳級の視覚的な刺激図形を正確に認識・記憶して、そのとおりに再生して描く課題に正答して

いる。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（単純な作業が可能）」を上回る作業能力を有していると判断されるため、「非該当」に相当すると記載したものと認められる。

エ 「社会性」について

面接場面で検査者に対して敬語を使うなど社会的態度が身についており、学校での対人トラブルはなく友人関係良好である。また、学校ではスポーツクラブに所属していることを確認している。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能）」を上回る社会性を有していると判断されるため、「非該当」に相当すると記載したものと認められる。

オ 「意思疎通」について

面接場面では、最初は表情が硬く小さな声で話していたが、徐々にほぐれてきたようで、また、知能検査場面では、質問にはきはきとした受け答えで、説明も可能であり、教示がよくわからなかったときや聞き取れなかったときは「もう一度言ってもらえませんか」と自分から発言ができる。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能）」を上回る意思疎通能力を有していると判断されるため、「非該当」に相当すると記載したものと認められる。

カ 「身体的健康」について

聴こえにくさがあり、医療機関に継続的に受診をしていることを聞き取っているが、入院、服薬等を要するとの陳述はなかった。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載したものと認

められる。

キ 「日常行動」について

日常生活状況の聞き取りにおいて、生活行動面での心配はないと聞き取っている。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載したものと認められる。

ク 「基本的生活」について

身の回りのことは自立していると聞き取っている。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載したものと認められる。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目の全てが「非該当」相当とされている。

そして、上記各項目の程度は、請求人及び本児との面接等により得られた所見に基づくものであって、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、「非該当」と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害を認めず」と、心理学的所見欄には「CA 13 : 5 MA 11 : 6 IQ 86 (田中ビネーV式)」と、社会診断所見欄には「判定の結果、愛の手帳は非該当である。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、本児の知的障害の程度は、総合判定基準表における「1度(最重度)」から「4度(軽度)」までの各度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないものとして「非該当」とであると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点が

あるとは認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書において、上記第3のとおり主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記（2・(3)）のとおりであるから、本児の日常生活における状況に関する請求人の認識が請求人の主張するようなものであったとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならず、また、知能検査において、本児が児童相談所の職員に対し、質問の聞き直しをした事実は認められるが、児童の知能検査を行うことを日常の業務の一つとしている職員が、検査の実施マニュアルに定められたところを離れて、本児の能力の範囲を超える結果を生じさせて不正確な判定が行われるような特異な検査の方法を採ったことをうかがわせる事実は特段認められないから、請求人の主張には理由がないものというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2 (略)